

令和元年度 定例監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、定例監査を実施しました。

1 監査の対象及び期間

監査対象	監査期間
教育委員会 消防本部、消防署	令和元年9月2日から9月30日まで
議会事務局 建設部 土地開発公社	令和元年10月1日から10月31日まで
産業振興部 農業委員会事務局	令和元年11月1日から11月29日まで
企画政策部	令和元年12月2日から12月27日まで
総務部 会計課 選挙管理委員会事務局 南中財産区、南下財産区	令和2年1月7日から1月31日まで
市民部	令和2年2月3日から2月28日まで

2 監査の方法

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施しました。

3 監査の結果

監査事項は、何れも概ね適正に執行されているものと認められましたが、総務部総務課の所管である職員研修については、改善を要する点が見受けられたので、早急に必要となる措置を講じられたい旨、指摘しました。

また、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、小・中学校定例監査を実施しました。

1 監査の対象及び期間

監査対象	監査期間
小学校 比美乃江小学校 窪小学校 宮田小学校 十二町小学校 速川小学校 久目小学校	令和元年6月3日から6月28日まで
中学校 南部中学校 十三中学校 西條中学校	

2 監査の方法

監査対象となる小学校、中学校の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、現地調査及び関係職員の説明を求め、監査を実施しました。

3 監査の結果

監査事項は、概ね適正に執行されているものと認められました。